宜議第537号 令和2年2月26日

議長

上地 安之 殿

福祉教育常任委員会 委員長 山城 康弘

## 委員会審査結果について (報告)

第423回定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

### 1. 委員会活動

期間期日	会 議 月 日	備考
令 和 元 年 9月11日	令和元年 9月11日	議案第42号、議案第46号、議案第55号
令和元年 9月12日	令和元年 9月12日	議案第45号、議案第64号、陳情第21号
令 和 元 年 9月13日	令 和 元 年 9月13日	陳情第16号、議案第64号、議案第55号、 議案第42号、議案第45号、議案第46号、 認定第 2号、認定第 5号、認定第 6号、 陳情第 1号、陳情第 6号、陳情第 7号、 陳情第 8号、陳情第10号、陳情第11号、 陳情第12号、陳情第14号、陳情第16号、 陳情第21号
令 和 元 年 9月18日	令和元年 9月18日	議案第55号
会議日数 3日間		

## 事件一覧及びその結果

尹什 見か	(0.000)   1.000   1.0	1		
議 案 号	件名	付 託 月 日	議 決 日	結 果
議案	令和元年度宜野湾市国民健康保険特別会	令和元年	令和元年	原案可決
第42号	計補正予算(第2号)	9月10日	9月13日	(全会一致)
議 案	令和元年度宜野湾市介護保険特別会計補	令和元年	令和元年	原案可決
第45号	正予算(第2号)	9月10日	9月13日	(全会一致)
議案	令和元年度宜野湾市後期高齢者医療特別	令和元年	令和元年	原案可決
第46号	会計補正予算(第1号)	9月10日	9月13日	(全会一致)
議案	宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改	令和元年	令和元年	原案可決
第55号	正する条例について	9月10日	9月18日	(賛成多数)
議案	大謝名児童センター建替工事(建築)の議	令和元年	令和元年	原案可決
第64号	決内容の一部変更について	9月10日	9月13日	(全会一致)
認定	平成 30 年度宜野湾市国民健康保険特別	令和元年		閉会中の
第 2 号	会計歳入歳出決算の認定について	9月10日	_	継続審査
認定	平成 30 年度宜野湾市介護保険特別会計	令和元年		閉会中の
第 5 号	歳入歳出決算の認定について	9月10日	_	継続審査
認定	平成 30 年度宜野湾市後期高齢者医療特	令和元年		閉会中の
第 6 号	別会計歳入歳出決算の認定について	9月10日	_	継続審査
陳 情	臓器移植の環境整備を求める意見書の採	平成 30 年		閉会中の
第 1 号	択を求める陳情	10月10日	_	継続審査
陳 情	こども医療費助成制度の拡充を求める陳	平成 30 年		閉会中の
第 6 号	情	10月10日		継続審査
陳 情	「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあ	平成 30 年		閉会中の
第7号	たり、原則1割負担の継続を求める意見	10月10日		継続審査
33 1 3	書採択についての陳情	10 Д 10 д		//区///C·田 五
陳 情	平成31年度福祉施策及び予算の充実に	平成 30 年		閉会中の
第 8 号	ついて	10月10日		継続審査
陳 情	看護師の全国を適用地域とした特定最低	平成 31 年		閉会中の
第10号	賃金の新設を求める陳情	3月1日		継続審査
陳 情	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交	平成 31 年		閉会中の
第11号	替制労働の改善を求める陳情	3月1日		継続審査
陳 情	介護従事者の全国を適用地域とした特定	平成 31 年		閉会中の
第12号	最低賃金の新設を求める陳情	3月1日		継続審査
陳 情	沖縄県民の生活を守るためにも国保制度	令和元年		閉会中の
第14号	改善を求める陳情	6月10日		継続審査
		•		

陳 情	沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守る	令和元年		閉会中の
第16号	ために国保制度改善を求める陳情	9月10日	_	継続審査
	貧困と格差をなくし、憲法 25 条が規定			
陳 情	した健康で文化的な最低限度の生活をす	令和元年		閉会中の
第21号	べての住民に保障するための生活保護行	9月10日		継続審査
	政、就学援助制度の拡充に関する陳情			

# 福祉教育常任委員会会議録 (要旨)

○開催年月日 令和元年9月11日(水)1日目

午前10時02分 開会 午後 4時17分 散会

〇場 所 第1常任委員会室

## 〇出席委員(7名)

委員	長	山 城	康 弘
委	員	栄 田	直樹
委	員	玉城	健一郎
委	員	伊 波	一男

副委員長	屋良 千枝美
委 員	宮城力
委 員	呉 屋 等

## 〇欠席委員(1名)

委 員 伊佐 文貴

#### ○ 説 明 員 (8名)

健	康	推	進	部	崎	間		賢
次				長	岬	刖		貝
健	康	増	進	課	仲』	<b>=</b>	美智	ユ.
課				長	TH	±.	天乍	1
国」	民 健	康	保険	課	比	吉	<del>1</del> +	
給	付	<b>,</b>	係	長	1	茄	17/1	
国」	民 健	康	保険	課	伊	禮	理	子
後其	月高歯	令者 🛭	医療化	系長	げ	<b>小豆</b>	垤	7

国民健康保険課	伊	佐		草
課長	1 <del>ブ</del> 	′′生		共
国民健康保険課	+	道		優
庶 務 係 長		坦		逻
国民健康保険課	富	濱	祐	敏
保険税係長	曲	佴	17/1	或义
国民健康保険課	亚	ш	英	亄
保険税係	+	Щ	火	川川

## ○議会事務局職員出席者

主任主事 棚原 裕貴

#### ○審査順序

議案第42号 令和元年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第46号 令和元年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第55号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

#### 9月定例会(福祉教育常任委員会)

令和元年9月11日(水)第1日目

○山城康弘 委員長 ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。

(開会時刻:午前10時02分)

#### 【議題】

議案第42号 令和元年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

- ○**呉屋等 委員** 歳出1款2項1目の賦課徴収費において納税指導員の報酬が24万円減額となっている理由を伺う。
- ○**健康推進部次長** 納税指導員には月々の定額報酬以外に、前年度の収納率の達成割合に応じたインセンティブ的な報酬があり、その報酬に残が出たためである。
- 呉屋等 委員 納税指導員の人数は何人か。
- ○国民健康保険課長 11 人配置されている。
- ○呉屋等 委員 収納率の達成割合に応じた報酬には個人差があるのか。
- ○**国民健康保険課長** 納税指導員には担当地区があり、市全体の収納率とそれぞれの 地区の収納率を加味して報酬を設定するので個人差が生じる。
- ○**伊波一男 委員** 歳入欠かん補填収入は9億4,000万円以上の金額になる可能性もあるのか。
- ○**国民健康保険課長** 歳入欠かん補填収入については決算時までに金額が変動する可能性がある。
- ○**伊波一男 委員** もし歳入欠かん補填収入がこれ以上増加した場合は、増加分についても翌年度の国保特別会計からの繰り上げ充用で対応するのか。
- ○国民健康保険課長 そのとおりである。
- ○伊波一男 委員 法定外繰り入れは次年度以降も行わない予定なのか。
- ○**健康推進部次長** 今年度は一般会計も財源が厳しいため法定外繰り入れができない 状況だったが、今後は国保税額の改正もあるので、次年度以降は国保税の収入と一般 会計その他からの繰り入れにて国保財政を運営していく考えである。
- ○**伊波一男 委員** 今後は翌年度からの繰り上げ充用はあまり行わないという方針と 理解してよいか。

- ○**国民健康保険課長** 法定外繰り入れも繰り上げ充用も減らしていかなければならないが、現在の国保の状況だと必要となってくる。また、医療費を抑制し歳出額も減らす必要がある。
- ○伊波一男 委員 前年度、繰上充用金が約1,600万円減となった要因を伺う。
- ○**国民健康保険課長** 5月臨時議会で前年度の赤字の見込み額を算定し、繰上充用金の補正を行っているが、決算時に見込み額より多くなってしまう事態を防ぐために少し多めに予算を計上したためである。また、国保税の収納率が高いことも多少は影響していると思われる。
- ○**玉城健一郎 委員** 以前沖縄県は他県よりも前期高齢者交付金が少ない状況であったが、現在は同等の水準になっているのか。
- ○国民健康保険課長 年々沖縄県の交付金額も上がってきている。

質疑の段階で継続審査とする。

- ○山城康弘 委員長 休憩いたします。 (午前10時28分)
- ○山城康弘 委員長 再開いたします。 (午前10時31分)

#### 【議題】

議案第46号 令和元年度官野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

- ○**伊波一男 委員** 歳出2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金について、出納整理期間の納付金については毎年同等の金額になるのか。
- ○**国民健康保険課長** 昨年度は約 3,000 万円となっている。後期高齢者医療は高齢化に伴い被保険者数が年々増加し、保険料の調定額も増加しているため、それに伴い広域連合への納付金額も増加傾向にある。
- ○伊波一男 委員 後期保険料の収納率は基本的に 100%なのか。
- ○**国民健康保険課長** 平成 30 年度の徴収率は、特別徴収については 100%だが、普通 徴収については約 98%となっている。
- ○伊波一男 委員 約2%の未納分については、納めることが困難な方の分なのか。
- ○国民健康保険課長 居所不明や死亡などの理由で徴収できない方がいるためである。
- ○**伊波一男 委員** 後期高齢者医療の一人当たりの医療費について確認したい。

- ○**国民健康保険課長** 福祉の概要 10−3 に過去5年分の一人当たりの医療費が記載されている。本市の平成 30 年度の一人当たりの医療費は 103 万 6,144 円となっている。
- ○**伊波一男 委員** 後期高齢者医療広域連合は健康増進に関する活動も行っているのか。
- ○**国民健康保険課長** 保険事業については広域連合が主体となって行っていくことに なっている。広域連合が交付金を交付し、一部の業務を市町村が実施する場合もあ る。
- ○伊波一男 委員 平成 28 年度より後期高齢者医療の一人当たりの医療費が県平均を 上回っており、今後も増加が予想されるが、医療費抑制のために特別な取り組みを行っている市町村は県内にあるか。
- ○**国民健康保険課長** 本市では後期高齢者医療に入る前から健康状態を維持することが医療費抑制になるので、特定健診の受診勧奨等の取り組みが後期医療の医療費の抑制対策につながっていると考えている。後期になってからの特別な取り組みについては今のところ行っていない。今後は介護長寿課と連携を取りながら、何かしらの対策を進めていきたい。
- ○健康推進部次長 今後は高齢者の増加に伴い、本市だけではなく全体的に一人当たりの医療費額が伸び、全ての市町村で何かしらの対策が必要になると思われるので、国の動向を注視してまいりたい。
- ○**宮城力 委員** 福祉の概要 10-3の(6)に記載されている一人当たりの医療費のその他の項目に整骨院などの医療費も含まれているのか。
- ○**国民健康保険課長** その他の項目には調剤報酬や柔道整復療養費などが含まれている。
- ○玉城健一郎 委員 歳出3款2項1目の他会計繰出金についての説明を伺いたい。
- ○**国民健康保険課長** 出納整理期間分の保険料と繰越金を相殺して発生した余剰分であり、一般会計に繰り出しとなる。
- ○伊波一男 委員 当初予算では一般会計からいくら繰り入れを行ったのか。
- ○**国民健康保険課長** 当初予算では1億8,138万6,000円となっている。
- ○**呉屋等 委員** 現在も宜野湾市から後期高齢者医療広域連合へ職員の派遣を行っているのか。
- ○国民健康保険課長 現在は係長級の職員を1名派遣している。
- ○**呉屋等 委員** 国民健康保険課の後期高齢者医療係に所属している職員から派遣されているのか。
- ○**国民健康保険課長** 後期高齢高齢者医療係に所属している職員には、広域連合へ派遣 されている職員は含まれていない。

- ○**伊波一男 委員** 歳出3款1項1目一般管理費の説明欄01に記載されている償還金についての説明を伺いたい。
- ○**国民健康保険課長** 昨年度行ったシステム改修のために国から受けた補助金に 63 万 4,000 円の残が出たので、それを返還するために償還金として計上している。
- ○伊波一男 委員 予算書の中で償還先が記載されている部分はあるか。
- ○**国民健康保険課** 一般会計だとわかりやすく記載されているが、後期特別会計の予算 書では償還先の明記はない。

質疑の段階で継続審査とする。

- ○山城康弘 委員長 休憩いたします。 (午前11時20分)
- ○山城康弘 委員長 再開いたします。 (午前11時21分)
- ○山城康弘 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。 その間、休憩いたします。(午前11時21分)

#### \*\*\* 午後の会議 \*\*\*

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時02分) これより、午後の会議を進めてまいります。

#### 【議題】

議案第55号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- ○**栄田直樹 委員** 一人当たりの国保税額を 6,000 円増額した場合、全体の歳入はどの くらい増えるのか。
- ○**国民健康保険課長** 増額した税を 100%徴収した場合は約1億 2,000 万円ふえる見込みである。
- ○**栄田直樹 委員** 平成 30 年度の現年度分国保税の収納率は 96.1%ということだった が、約4%が未納となった理由を伺いたい。

- ○**国民健康保険課長** 約4%の未納分については、催告等を行ったが納付がなかった ものや居所不明、死亡などで徴収できなかったものである。
- ○**栄田直樹 委員** 全ての被保険者がジェネリック医薬品を使用した場合の医療費の 減少額を伺いたい。
- ○**国民健康保険課長** 平成 28 年度のデータになるが、効果額の最大値は約1億8,500 万円で最低値は約1億2,600万円と算出している。ジェネリック医薬品にもさまざ まな種類があり、それぞれ価格も変わるため、最大値と最小値を算出している。
- ○**呉屋等 委員** 別添の資料1に記載されている宜野湾市国保財政健全化計画検討委員会の構成員に関する資料を提供していただきたい。
- ○国民健康保険課長 作成して提出する。
- ○**呉屋等 委員** 令和6年度までに国保税額全県統一を目指すとのことだが、それまで の間に再び税額を改正する可能性もあるか。
- ○健康推進部次長 令和6年度からの統一化を目指しているので、令和5年度までには見直しを行う必要があるのではないかと考えている。
- ○**呉屋等 委員** 23 年ぶりの税額改定とのことだが、これまでに税額改定を検討しなかったのか。
- ○健康推進部次長 前回の税額改定が平成8年度となっており、令和元年度までの23年間で介護保険制度導入時と後期高齢者医療制度導入時に税額の調整は行ったが、実質的な税額の見直しは行われていない状況である。国保の加入者はどうしても低所得者が多いため、政策的な配慮で見直しをせず、一般会計から赤字分を補っていた部分もある。また過去には、国保税の収納率に応じた調整交付金減額のペナルティー制度もあり、税額の見直しよりも徴収に力を入れて交付金を確保しなければならないという考えもあった。そして他県に比べて沖縄県は前期高齢者交付金が低いという問題もあり、今後の動向を確認する必要があったため国保税額の改正の検討には至らなかった。
- ○呉屋等 委員 国保税の改定について、市民への周知はどのように行う予定か。
- ○**国民健康保険課長** 市民向けの説明会の開催や市報への掲載などでの周知を考えている。
- ○**玉城健一郎 委員** 広域化に伴い、国保財政の赤字の縮小化について国や県からの指導はあったのか。
- ○**国民健康保険課長** 国も県も市町村の国保財政の赤字解消を目指すという方向性は 示している。
- ○**玉城健一郎 委員** 今後どのくらい一般会計からの法定外繰り入れを行えば国保財 政の赤字解消となるのか。

- ○**国民健康保険課長** 今後一般会計からの法定外繰り入れを行わなかった場合の赤字 累積額を算出したところ、令和2年度が約5億2,000万円、令和3年度が約5億 9,000万円の赤字が累積されていく見通しとなったので、その分を繰り入れること ができれば赤字の解消につながる。
- ○**玉城健一郎 委員** 毎年発生すると思われる約5億円の赤字が、県の示す標準税率まで国保税率を上げることにより解消されるのか。
- ○**国民健康保険課長** 標準税率まで国保税額を増額し、調定額をしっかり収納できれば収支のバランスは取れる計算である。
- ○玉城健一郎 委員 赤字解消となるのは国保税総額後の収納率 100%の場合か。
- ○国民健康保険課長 収納率は94%に設定して試算を行っている。
- ○**玉城健一郎 委員** 改定案後の国保税額では、一般会計からの法定外繰り入れがどれ くらい必要となるのかわかる資料をいただきたい。
- ○国民健康保険課長 資料を提供したい。
- ○**玉城健一郎 委員** 国保運営協議会の中で均等割のあり方について議論を行ったことはあるか。
- ○**国民健康保険課長** 現行の均等割については一人当たり2万3,400円となっており、世帯員がふえるごとにこの金額が積算されていく。均等割の見直しや軽減については運営協議会で議論したことはない。しかし全国知事会や市長会からは、子供に対する均等割りの軽減が国へ対し要望されている。
- ○**玉城健一郎 委員** 国保税の上限額は現在 96 万円となっているが、上限額の廃止なども検討されているのか。
- ○国民健康保険課長 今のところ廃止の話はない。
- ○玉城健一郎 委員 保険税の軽減制度が適用される所得の区分を伺いたい。
- ○国民健康保険課長 所得が33万円以下の場合は7割軽減である。1人の所得が61万円以下、2人の所得の合計が89万以下、3人の所得が111万円以下の場合が5割軽減である。5割軽減については世帯員が増加するほど判定基準となる所得額が増加していく。2割軽減についても世帯員の人数で所得額が変化し、5人世帯の場合は、合計所得が288万円までの場合2割軽減が適用される。
- ○**玉城健一郎 委員** 23 年間国保税額を増額せずに財政を運営してきたことはすばら しいことである。国民健康保険は制度上、収支のバランスを取ることが困難となっ ているため、税額の見直しを行わないというのは難しいと思うが、医療費の抑制な ど可能な限り支出を抑える対策を行い、今後は増額がないように運営していただき たい。
- ○**健康推進部次長** 現在国保税増額となる条例改正の議案を上げているが、歳出の抑制に関する取り組みの強化も考えている。令和6年度の県内税率統一を考えると、

今後さらなる税率改正を検討しなければならないと感じているが、歳出の抑制や一般会計との連携も進めていきたい。

- 〇山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後3時05分)
- 〇山城康弘 委員長 再開いたします。(午後3時16分)
- ○**伊波一男 委員** 資料1の趣旨に記載されている宜野湾市国民健康保険財政健全化 について説明をいただきたい。
- ○健康推進部次長 国民健康保険特別会計については基本的に独立採算となっているが、国保は所得の低い方々の加入割合が高い上に、一人当たりの医療費が高く、制度の構造的な課題を抱えており、慢性的な収入不足が発生するため、これまで一般会計から多額の繰り入れを行い財政の維持を行ってきた。しかし、一般会計からの法定外繰り入れも限度がある。その中で国保特別会計を健全に運営していくためには、国民健康保険税の見直しが必要である。
- ○**国民健康保険課長** 国保税のみの収入では運営が厳しい状況であるため、住民税の収入も一部充てることで、国保会計の負担をみんなで負担するという平等性の観点から一般会計から法定外繰り入れを行っている。
- ○伊波一男 委員 どのように改善したら、持続可能となるのか。
- ○**国民健康保険課長** このまま赤字がふえ続けると、翌年度会計から繰り入れしても 赤字分が補えなくなる可能性もある。赤字をなくすことは困難だとしても、可能な 限り抑制するような対策が必要である。
- ○**伊波一男 委員** 被保険者の健康づくりに関する取り組みは問題なく進んでいるか。
- ○健康増進課長 健康づくりについては中長期的に考えている。現在優先的に取り組んでいるのは特定検診受診率の向上であり、今年度から人工知能を活用して、対象者の現状に沿った受診案内通知を送付している。発送後に行われた集団健診では、受診者の約60%が案内通知を持参していた。特定保健指導については、実施率が年々増加しており、平成30年度も50%を超えている。糖尿病性腎症重症化予防事業については、新規の人工透析患者を2人ずつ減らしていくという目標を立てて事業を進めている。人工透析は新規の場合、1人当たり年間約600万円の医療費がかかるので、2人ずつ減らして行くと、約1,200万円医療費が減となる。また、生活習慣病予防は小さいころからの取り組みが重要ということで、学校現場と連携をとりながら生活習慣病について考えるという取り組み行っている。
- ○**伊波一男 委員** 国保税を納めるほどの経済力がない世帯への対応はどのように行っているのか。

- ○**国民健康保険課長** 納税相談の中で支払い可能額を確認し、その金額に合わせて分割納付の相談を行っている。税額改定後についても同様の対応でなるべく収納率が下がらないような取り組みをしていきたい。
- ○玉城健一郎 委員 他市が行っている4方式の課税とはどのようなものなのか。
- ○**国民健康保険課長** 4 方式とは所得割、均等割、平等割、資産割の4つで課税するものである。県は3 方式で統一したいという方針である。
- ○**玉城健一郎 委員** 県内では沖縄市が保険料としているが、保険料の場合は差し押さ えなどの滞納処分は執行できないのか。
- ○**国民健康保険課長** 保険税と保険料で大きく違うのは時効までの期間であり、保険税の場合は5年、保険料の場合は2年となっている。滞納処分については保険税と同様に、保険料でも可能となっている。
- ○**健康推進部次長** 保険料についても、地方自治法で「滞納処分については地方税法 の例による」と定められているため、保険料も同様に可能である。
- ○**玉城健一郎 委員** 低所得の被保険者の場合は、資産割が入る4方式のほうが納付し やすくなるのか。
- ○健康推進部次長 資産割については、収入が発生する資産を持っていた場合には課税対象となるが、住宅など収入につながらない資産の場合は課税されないので、低所得者の税額に大きな影響を与えるものではないと考えている。
- ○**伊波一男 委員** 宜野湾市が保険料ではなく税として取り扱っている理由を伺いたい。
- ○国民健康保険課長 沖縄市以外の県内 40 市町村は国保税として取り扱っているので、宜野湾市も国保税としている。また、以前沖縄県は全体的に国保税の収納率が低かったので、より徴収業務を行いやすい保険税にしたと思われる。
- ○健康推進部次長 時効完成までの期間の違いがあり、滞納処分に至るプロセスや財産調査に有する期間を考えると、どうしても国保税のほうが徴収業務を進めやすいため、宜野湾市では国保税として取り扱っている。
- ○玉城健一郎 委員 税率改正後の国保税の収納率の見通しを伺いたい。
- ○**国民健康保険課長** 94%を見込んでいる。平成27年度に浦添市が一人当たりの税額7,000円増で税額を改定した際は、税額改定後の収納率に大きな変動はなかったとのことであったが、収支見通しを立てる際は収入不足を防ぐために少し厳しい収納率を設定した。
- ○**屋良千枝美 委員** 全国知事会などが国保特別会計への公費の拡充を求めているということだが、宜野湾市ではどのように考えているのか。
- ○**国民健康保険課長** 公費が拡充したら多少市町村の国保財政の赤字も解消されると 考えるので、今後も国の動向を注視したい。

- ○**屋良千枝美 委員** 均等割と平等割を廃止することで、国保税も社会保険の保険料と 同等の金額になるという話を聞いたことがあるが、均等割と平等割を廃止すること はできないのか。
- ○国民健康保険課長 均等割と平等割の廃止に関する具体的な話は今のところない。
- ○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後3時56分)
- ○山城康弘 委員長 再開いたします。 (午後3時56分)
  - ※休憩中に会議時間の延長について諮る。
- ○山城康弘 委員長 本日の会議時間は議事の都合により、この際あらかじめこれを延 長したいと思うが、これに異議はないか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 異議もないので、さよう決定する。

《委員長交代あり》

- ○山城康弘 委員 調定額1億2,000 万円増の見込みは収納率94%を前提に立てているものか。
- ○**国民健康保険課長** 調定額は100%徴収した場合の数字なので、94%で仮定すると約 1億1,000万円の収入となる。
- ○山城康弘 委員 ジェネリック医薬品の使用率はどのくらいか。
- ○**国民健康保険課長** 平成 30 年度の実績では 84.9%である。
- ○山城康弘 委員 レセプト点検の際にAIを導入しているのか。
- ○**給付係長** 全国で広まりつつある取り組みであり、精度や費用対効果も期待できる ということから、今後は沖縄県としても取り組まざるを得ない状況になってくると 考えている。
- ○山城康弘 委員 現状はどのような対応を行っているのか。
- ○**給付係長** 6人のレセプト点検員が点検作業を行っている。頻回受診などの問題が わかった場合は、接触可能な方のみ対応しているが、あまり踏み込んだ対応ができて いないことが課題である。
- ○山城康弘 委員 後期高齢者医療の広域連合では頻回受診の被保険者に対して訪問 指導を行っているので参考にしていただきたい。今年度の特定保健指導実施率の見 込み値を伺いたい。
- ○健康増進課長 8月末時点では51.9%となっている。
- ○山城康弘 委員 特定健診受診率を上げるための取り組みを確認したい。

- ○健康増進課長 今年度はAIで未受診者の行動パターンを分析し、それぞれの対象者に合わせた対応を行うという取り組みや受診のリピート率を上げる取り組み、医療機関と連携した受診勧奨の取り組みなどを行っている。
- ○山城康弘 委員 先ほど新規の人工透析患者を毎年2人ずつ減らすことを目標にするという答弁があったが、これまでの新規者の平均値から毎年2人ずつ減らしていくと認識してよいか。
- ○健康増進課長 前年度の未受診者数値より2人減することを目指す。
- ○山城康弘 委員 税率改正を行っても、歳出の大部分を占める医療費が少なくならない限り赤字は改善されないと思うので、特定健診など目標をしっかり達成できるよう頑張っていただきたい。

《委員長交代あり》

## 【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

○山城康弘 委員長 本日の委員会を散会いたします。(散会時刻:午後4時17分)

# 福祉教育常任委員会会議録 (要旨)

○開催年月日 令和元年9月12日(木)2日目

午前10時00分 開議 午後 2時50分 散会

〇場 所 第1常任委員会室

## 〇出席委員(7名)

委員	長	山 城	康 弘
委	逥	栄 田	直樹
委	員	玉城	健一郎
委	員	伊 波	一男

副委員長	屋良 千枝美
委 員	宮城力
委 員	呉 屋 等

## 〇欠席委員(1名)

委 員 伊佐 文貴

### ○説 明 員(15名)

	/
総 務 部 次 長	
福 祉 推 進 部 次 長	宮城 葉子
契 約 検 査 課 課	
生 活 福 祉 課 課 - 長	玉 城 悟
建 築 課 施 設 担 当 技 査	仲 間 淳
介護長寿課長寿支援係長	一志 艮 堂 孝
介 護 長 寿 課保険料担当主査	
学 務 課   助 成 係	

健康推進次	部長	崎 間 賢
指導次	部長	川 上 一 徳
こども企画課	課長	普天間 朝彦
契 約 検 査 契 約 係	課長	松川 奈津子
介護長寿認定給付係	課長	饒平名 文治
介護長寿事業管理係	課長	嘉手納 江利子
生 活 福 祉 保 護 一 係	課長	具志堅 展之

## ○議会事務局職員出席者

主任主事 棚原 裕貴

○審査順序	
議案第64号	大謝名児童センター建替工事(建築)の議決内容の一部変更について
議案第45号	令和元年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第2号)
陳情第21号	貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限
	度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助
	制度の拡充に関する陳情

#### 9月定例会(福祉教育常任委員会)

令和元年9月12日(木)第2日目

○山城康弘 委員長 福祉教育常任委員会の第2日目の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

#### 【議題】

議案第64号 大謝名児童センター建替工事(建築)の議決内容の一部変更について

- ○玉城健一郎 委員 工事費用が増額となった要因を伺いたい。
- ○施設担当技査 施工条件に相違があり、業者と協議した結果、契約の変更を余儀なくされた点がいくつかあった。1つ目は建築物の基礎工事着手前に行った磁気探査で異常が見つかったので、確認探査を行った。工事費用が約506万円となっている。2つ目は掘削で発生した残土を公共の無償処分場へ運ぶ予定であったが、搬出先と日程、条件が合わず受け入れが不可能となり、民間の処分先で有償処分した。処分費用は約110万円となっている。3つ目は杭工事に関するもので、想定した長さでは足りず、一本当たり1メートルから2メートルの長さを延長した。総延長は9メートルとなっている。追加費用は約24万円である。
- ○**玉城健一郎 委員** 契約前は残土の処理についてどのような話し合いを行っていたのか。
- ○施設担当技査 処分場として予定していたのは、宇地泊区画整理事業地内及び志真志小学校建設工事地内であったが、残土を処分するタイミングがどちらの受け入れ時期とも合わず、民間地で処分することとなった。
- ○**玉城健一郎 委員** もともと市内処分の予定だったため、残土の処分費用は計上していなかったということか。
- ○施設担当技査 そのとおりである。
- ○玉城健一郎 委員 磁気探査の異常の詳細を伺いたい。
- ○施設担当技査 掘削して異常の原因を調査したところ、鉄パイプなどの鉄くずが出てきた。
- ○玉城健一郎 委員 契約内容変更の場合は、いくらの金額から議会事項となるのか。

- ○**契約検査課長** 契約金額が1億5,000万円を超える金額から議会事項となり、その 契約額に増減があった場合は、再び議会に議決を求めなければならない。1億5,000 万円未満となれば議決は必要ない。
- ○**玉城健一郎 委員** 変更額の大きさに関わらず、1億5,000万円を超える契約の場合 は議決が必要であるということか。
- ○契約検査課長 そのとおりである。
- ○伊波一男 委員 今回の追加工事の費用については防衛補助を利用できるのか。
- ○施設担当技査 防衛補助が利用できることを確認している。
- ○伊波一男 委員 工事の進捗率はどのようになっているか。
- ○施設担当技査 8月末時点での進捗率は83.5%となっており、9月末に完成予定である。
- ○伊波一男 委員 引き渡しはいつごろか。
- ○施設担当技査 9月30日に検査を受けて引き渡しの予定である。
- ○伊波一男 委員 供用開始の予定日はいつか。
- ○こども企画課長 12月1日を予定している。
- ○伊波一男 委員 引き渡しから供用開始まで約2カ月かかる理由を伺いたい。
- ○こども企画課長 既存の大謝名児童センターからの引っ越し作業等があるためである。当初計画では12月1日供用開始であるが、地域の声があれば一部プレオープする可能性もある。
- ○呉屋等 委員 工事の開始は工期どおりに行ったか。
- ○施設担当技査 工期どおり1月4日に現場着手している。
- ○呉屋等 委員 契約当初の予定価格を伺いたい。
- ○契約検査課長 予定価格は税抜きで2億930万円である。
- ○**呉屋等 委員** 残土の処理については、計画の時点で市内公共地内への搬入がタイミング的に厳しいと判断できなかったのか。
- ○**施設担当技査** 基礎工事に伴い発生した最終残土が確定したのが5月で、その時期に残土の処分の可否を公共処分場へ確認したが、処分困難だったので民間施設での処分となった。
- ○呉屋等 委員 工事中の残土の発生は予測が困難であったのか。
- ○施設担当技査 予測していたが、処分は無償で行う予定であった。
- 具屋等 委員 今回の契約に消費税額の改定の影響はないのか。
- ○施設担当技査 9月末までに検査及び引き渡しが完了するので、消費税改定の影響は受けない。
- ○**呉屋等 委員** もし台風等の影響で工期が延長となった場合には消費税2%分増額となるのか。

- ○**契約係長** 平成 31 年 3 月 31 日までに締結した契約については経過措置が適用されるため、10 月 1 日以降であっても消費税 8 % となる。
- ○**伊波一男 委員** 新しい児童センターで必要な備品の購入もあるのか。
- ○こども企画課長 処分しなければならない古い備品もあるため、必要な備品は購入 する予定である。備品はこれからの購入するため、消費税は10%となる。
- ○伊波一男 委員 消費税改定前に購入することはできないのか。
- ○**こども企画課長** 今後購入するものについては追加購入分であるため、消費税改定 後の購入となる。

質疑の段階で継続審査とする。

- ○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時24分)
- ○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時40分)

#### 【議題】

議案第45号 令和元年度官野湾市介護保険特別会計補正予算(第2号)

- ○玉城健一郎 委員 繰越金の振り分け先を確認したい。
- ○**健康推進部次長** 国や県への償還金と一般会計への繰り戻し金に充て、残額については介護給付費準備基金へ積み立てる。
- ○玉城健一郎 委員 歳出7款1項2目の償還金の詳細を伺いたい。
- ○健康推進部次長 国庫支出金として国へ返還するものが、介護給付費と地域支援事業費の国負担割合分で 5,271 万 5,420 円、県へ返還するものが 1,823 万 7,398 円、支払基金には地域支援事業費にかかる返還として 379 万 1,854 円となっている。
- ○玉城健一郎 委員 一般会計繰出金についても説明をいただきたい。
- ○**健康推進部次長** 介護給付費繰出金や総合事業繰出金などがあり、その合計額が 3,948 万 3,525 円となっている。
- ○玉城健一郎 委員 繰越金が発生した要因をまとめた資料をいただきたい。
- ○健康推進部次長 資料を提出する。
- ○**呉屋等 委員** 歳出1款3項2目の認定調査等費の減額について、介護認定調査嘱託 員の未補充期間はどのくらいだったのか。

- ○**健康推進部次長** 介護認定調査嘱託員 14 万 3,000 円の減額については、嘱託員 1 名 15 日分の報酬の減額となっている。
- ○**呉屋等 委員** 補正予算給与費明細書に記載されている職員数 67 人とは介護認定調 査嘱託員補充後の人数となっているのか。
- ○健康推進部次長 そのとおりである。認定調査員の総数は8人である。
- ○**呉屋等 委員** 歳出3款1項3目の一般介護予防事業費の減額について、理学療法士の未補充期間はどのくらいだったのか。
- ○健康推進部次長 4月から7月までの4カ月間未配置となっていた。8月から配置している。
- ○呉屋等 委員 職員が1人増員となっている理由を伺いたい。
- ○**健康推進部次長** 係長級の職員が1人長期療養となったので、長期療養中の職員の 籍を残したまま、新たに係長級の職員を1人配置した。
- ○**呉屋等 委員** 新たな事業を始めるなどの理由で職員を増員したのではなく、長期療養の職員の分を埋めるための増員と理解してよいか。
- ○健康推進部次長 そのとおりである。
- ○伊波一男 委員 歳入10款1項1目の繰越金が発生した要因について伺いたい。
- ○**健康推進部次長** 大きな要因は介護給付費と地域支援事業費が見込みより少なかったことである。
- ○伊波一男 委員 繰越金が出たことについてはどのように評価しているか。
- ○**健康推進部次長** 見込みが甘かった部分もあるが、地域支援事業での居場所づくりなどの取り組みで地域支援事業費や介護給付費を抑えることができたと分析している。
- ○伊波一男 委員 総合事業については問題点が改善されてきていると考えてもよいか。
- ○健康推進部次長 高齢者の居場所づくりなど事業の整備を進めているので徐々に改善されている。
- ○伊波一男 委員 介護給付費が減額となった大きな要因を伺いたい。
- ○**健康推進部次長** 給付の適正化事業の効果が表れたことや、1カ所の地域密着型の 介護事業所の事業を禁止したことが大きな要因であると考える。
- ○**伊波一男 委員** 歳出第7款2項1目説明欄 01 の一般会計繰出金について、一般会計から繰り入れする場合は法定内の繰り入れなのか。
- ○健康推進部次長 そのとおりである。
- ○伊波一男 委員 一般会計からの法定内繰り入れ金額を調整することも可能なのか。

- ○健康推進部次長 福祉の概要 7 −13 に記載されているとおり、本市の介護保険制度の運営は保険料で 50%、市負担 12.5%、県負担 12.5%、国負担 25%となっている。 負担割合については介護保険法で定められている。
- ○伊波一男 委員 介護給付費準備基金の現在の残高を確認したい。
- ○**健康推進部次長** 約5億5,328万円である。
- ○**伊波一男 委員** 介護給付費準備基金はどのような事態が発生した時に取り崩すのか。
- ○**健康推進部次長** 介護給付費が見込み額を超過した場合には、基金を取り崩して不 足分を補う。また保険料額の改定を行う際に、基金の一部取り崩しを想定して見込み 額を決定することもある。
- ○伊波一男 委員 一般会計からの法定外繰り入れが想定される場合もあるか。
- ○健康推進部次長 基金があるうちは一般会計からの法定外繰り入れを行うことはないと考えている。
- ○伊波一男 委員 もし基金がない場合は法定外繰り入れすることもあるのか。
- ○**健康推進部次長** もし介護給付費準備基金がなくなった場合は、県の財政安定化基金より借り入れを行うことになる。
- ○伊波一男 委員 借り入れということは返済が必要なのか。
- ○健康推進部次長 そのとおりである。

質疑の段階で継続審査とする。

○山城康弘 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。 その間、休憩いたします。(午前11時30分)

#### \*\*\* 午後の会議 \*\*\*

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時00分) これより、午後の会議を進めてまいります。

#### 【議題】

陳情第21号 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情

#### ~参考意見聴取~

- ○**宮城力 委員** 平成30年10月1日から生活保護費が引き下げられているということ だが、年間いくら引き下げとなったのか。
- ○生活福祉課長 具体的な金額の詳細はわからないが、金額の内容に変更があったのは母子加算、児童養育加算である。全体的な扶助費は3年間で最大5%引き下げとなる可能性がある。
- ○伊波一男 委員 陳情項目の①から③にかけて、現状の取り組みの説明を伺いたい。
- ○生活福祉課長 ①については、昨年度から市報で生活保護相談受け付けの内容を周知している。窓口で相談を行った際には生活保護のしおりというリーフレットを渡している。また生活保護のしおりは今後ホームページにも掲載したいと考えている。②については、国の基準でケースワーカー一人当たりの担当世帯数が80世帯と定められていることに対して、本市のケースワーカーは8月末現在で一人当たりの担当数が99世帯となっている。規定担当数を超過していることについては県の監査でも指摘を受けているところである。
- ○福祉推進部次長 陳情項目②には社会福祉士の比率を5割に高めてと記載されているが、本市の全職員に占める社会福祉士率は約4%となっているため、5割を達成するのは困難である。
- ○生活福祉課長 陳情項目②に迅速丁寧な保護決定とあるが、原則として 14 日以内に 調査結果を通知することになっているが、調査内容が多岐にわたるため、14 日以内 に調査を完了することが困難である。14 日以内にできない場合は 30 日以内に行うと 定められているので、非常に窮迫したケース以外は 30 日以内で調査を行っている。
- ○指導部次長 陳情項目の③の就学援助の受給手続きの簡素化については、就学援助を受給するために必要最小限の書類の提出は行っていただいている。保護者の所得など、教育委員会で確認できる情報については書類の提出は求めていない。また昨年度までは各学校で申請の受付を行っていたが、今年度からは保護者の負担軽減のために役所で集団受け付けを行っている。役所で申請受け付けを行うことで必要書類を揃えるときの負担が軽減されると考えている。支給項目については、国が定める12項目に対し、本市は7項目を対象としている。支給額については市町村により異なっているが、近隣市町村と比較すると本市は少し低めである。
- ○**伊波一男 委員** 福祉事務所に所属する職員に占める社会福祉士の割合はどのくらいなのか。
- ○福祉推進部次長 約19%である。

- ○**生活福祉課長** 生活福祉課に所属するケースワーカーに占める社会福祉士の割合だ と 40%である。
- ○**伊波一男 委員** ケースワーカーが不足している件については対策を行っているのか。
- ○**福祉推進部次長** 組織ヒヤリングの際に職員確保の要望は出しているところである。
- ○伊波一男 委員 本市では現在何人の方が生活保護を受給しているのか。
- ○生活福祉課長 福祉の概要の2-1に記載されているように、平成30年度が2,592人となっており、年々増加傾向にある。
- ○伊波一男 委員 生活保護費の財源の内訳を伺いたい。
- ○**生活福祉課長** 国が 75%、市が 25%負担している。長期入院患者などの帰来先がないケースについては県が 25%保護費を負担している。
- ○伊波一男 委員 陳情項目①から③の中で改善可能な点はあるか。
- ○生活福祉課長 ①にある広報の具体化についてはホームページを利用することで改善可能であると考えている。②にある適正人員については今後も組織ヒヤリング等で人員増を要望していく考えである。
- ○**指導部次長** ③の就学援助の手続きの簡素化については現在取り組んでいる状況である。支給項目をふやすことや支給額の増額については、財政の状況を確認しながら可能な範囲で予算要求をしていきたい。
- ○伊波一男 委員 就学援助費の財源の内訳はどのようになっているのか。
- ○指導部次長 市の単費となっている。
- ○**伊波一男 委員** 県教育委員会も就学援助の受給を推奨しているようだが、それに対する補助などはないのか。
- ○**指導部次長** 基準値が 1.01 から 1.2 までのものについては県の子どもの貧困対策推進交付金で補助が受けられる。
- ○伊波一男 委員 基準値がこの範囲から外れた場合はまったく補助がないのか。
- ○生活福祉課長 子どもの貧困対策推進交付金は平成27年度時点の事業を対象として おり、平成27年度以降に拡大した事業については4分の3を交付金で補助するとい うものである。
- ○呉屋等 委員 市長宛てにも同様の陳情は提出されているか。
- ○福祉推進部次長 提出されていない。
- ○**指導部次長** 教育委員会にも提出されていない。
- ○**呉屋等 委員** 陳情項目①に「世界の非常識となっている異常に低い生活保護捕捉率」 との記載があるが、現状はどうなのか。
- ○**生活福祉課長** だいぶ前の厚生労働省の資料になるが、日本の生活保護捕捉率は2 割程度と拝見したことがある。

- ○呉屋等 委員 世界と比べて低い値なのか。
- ○**生活福祉課長** 陳情者が何らかの統計の資料から独自に調べて陳情に記載したと思われる。
- ○**呉屋等 委員** 社会福祉士の資格を持っていない職員もケースワーカーになることができるのか。
- ○生活福祉課長 ケースワーカーになるためには社会福祉主事である必要がある。社会福祉主事は4年制の大学を卒業し、一般教養の主要三科目を履修している必要がある。
- ○**呉屋等 委員** 陳情で示されている社会福祉士の比率 5 割というのは、どの範囲に対しての 5 割だと考えるか。
- ○福祉推進部次長 社会福祉士というのは福祉の分野で求められる人材だと考えるので、福祉の分野に勤める職員を範囲としていると考えるが、陳情者が求めていることについては、正確にはわからない。
- ○呉屋等 委員 これから社会福祉士をふやしていく考えはあるのか。
- ○福祉推進部次長 職員採用の動向は人事権をもった部が決定することなので今後の 方向性について福祉推進部で回答することはできないが、今年度は新たに2人の社 会福祉士を募集している。

質疑の段階で継続審査とする。

○山城康弘 委員長 本日の委員会を散会いたします。(散会時刻:午後2時50分)

# 福祉教育常任委員会会議録 (要旨)

○開催年月日 令和元年9月13日(金)3日目

午前10時00分 開議 午前11時43分 散会

〇場 所 第1常任委員会室

## 〇出席委員(7名)

委員	長	山 城	康 弘
委	逥	栄 田	直樹
委	員	玉城	健一郎
委	員	伊 波	一男

副委員長	屋良 千枝美
委 員	宮城力
委 員	呉 屋 等

## 〇欠席委員(1名)

委 員	伊 佐	文 貴
-----	-----	-----

### ○ 説 明 員 (5名)

契	約	検	査	課	   高江洲 強
課				長	同仁勿 强
契	約	検	查	課	   松川 奈津子
契	約	J /	係	長	松川 茶佳丁
国月	已健	康位	保険	課	富濱 祐敏
保	険	税	係	長	

国民健康保険課課 長	伊佐	真
国民健康保険課 庶 務 係 長	大 道	優

### ○議会事務局職員出席者

主任主事 棚原 裕貴

#### ○審査順序

陳情第16号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保税制度改善を求める陳情

議案第64号 大謝名児童センター建替工事(建築)の議決内容の一部変更について 認定第 2号 平成30年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

認定第 5号 平成30年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につい て

認定第 6号 平成30年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 議案第55号 議案第42号 令和元年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 議案第45号 令和元年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第2号) 令和元年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 議案第46号 議案第64号 大謝名児童センター建替工事(建築)の議決内容の一部変更について 陳情第 1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情 陳情第 6号 こども医療費助成制度の拡充を求める陳情 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続 陳情第 7号 を求める意見書採択についての陳情 平成31年度福祉施策及び予算の充実について 陳情第 8号 陳情第10号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情 陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳 情 陳情第12号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳 情 陳情第14号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情 陳情第16号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求め る陳情 陳情第21号 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度 の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制 度の拡充に関する陳情

○山城康弘 委員長 福祉教育常任委員会の第3日目の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

#### 【議題】

陳情第16号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求め る陳情

#### ~参考意見聴取~

- ○**呉屋等 委員** 陳情項目④に国保料(税)抑制のための「繰り入れ」を認めることとあるが、認められていないのか。
- ○**国民健康保険課長** ④に記載されているのは法定外繰り入れのことだと考える。法 定内の繰り入れと比較して認められていないという表現をしていると考える。
- ○呉屋等 委員 県の要綱も改正済みなのか。
- ○国民健康保険課長 法律では規定されていない。
- ○**玉城健一郎 委員** 県の国保運営方針である6年以内の赤字解消とは法定外繰り入れも行わない状態での赤字解消ということか。
- ○庶務係長 法定外繰り入れと翌年度からの繰り上げ充用で補っている赤字を解消するという趣旨である。
- ○玉城健一郎 委員 県内で赤字を解消している自治体はあるのか。
- ○国民健康保険課長 県内では南大東村など、黒字の自治体が5つある。
- ○**玉城健一郎 委員** 赤字解消を目指すなら、本市の場合なら国保税を6年で1万 2,000円以上増額しなければ達成できないのではないか。
- ○**国民健康保険課長** 県の示す一人当たりの国保税の標準税額と本市の国保税額を比較すると2万2,000円の差が生じているため、赤字解消するためには2万2,000円の増額が必要となる。この増額は被保険者にとって額が大きすぎるため、現実的には困難ではないかと考えている。
- ○**玉城健一郎 委員** 6年以内の赤字解消に対して他市町村はどのような反応を示しているのか。
- ○庶務係長 直接確認を取ったわけではないが、赤字を抱える他市町村も、おそらく6 年以内の解消は厳しいと思われる。
- ○**玉城健一郎 委員** 法定外繰り入れは法律で禁止されていないということで理解してよいか。呉屋委員の質疑でもあったが、再度確認させていただきたい。

- ○国民健康保険課長 法定外なので、法律で認められているわけではないが、禁止されているということもない。
- ○**玉城健一郎 委員** 県の財政調整基金については、市町村の赤字解消が目的であって も使用することができるのか。
- ○**国民健康保険課長** 災害や何らかの理由で激変的に国保財政の状況に変化が生じた場合に利用される基金であるため、単純な収支不足では利用できない。
- ○玉城健一郎 委員 市町村国保の構造的な課題について説明をいただきたい。
- ○**国民健康保険課長** 国保の被保険者は所得の水準が低い状況にあるため、他の保険よりも一人当たりの税額が高額となってしまう。どうしても収支のバランスが合わないため、一般会計からの法定外繰り入れや翌年度からの繰り上げ充用で赤字を補わなければならないのが課題である。
- ○玉城健一郎 委員 無保険者に対する対応はどのように行っているのか。
- ○**保険税係長** 保険税の相談ができた場合には、納付困難な状況であっても、基本的に 短期証の交付を行っている。18 歳以下の被保険者については本堤長を交付している。
- ○**玉城健一郎 委員** 全国知事会、全国市長会、全国町村会などが主張している、国保維持可能にするための、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化とはどういうことか。
- ○**国民健康保険課長** 全国知事会は子供にかかる均等割り軽減措置の導入、国の定率 負担の引き上げなどを国へ要請しており、全国市長会も同様の要請を行っている。
- ○**玉城健一郎 委員** 昨年度の差し押さえ件数を伺いたい。また差し押さえ禁止財産についての説明を伺いたい。
- ○保険税係長 平成30年度の差し押さえ件数は127件で、ほとんどが預貯金の差し押さえとなっている。差し押さえの前に督促状の送付や電話催告などを行い、可能な限り自主納付を行ってもらうようにしている。差し押さえを行う場合も即取りはせず、一度口座を凍結させて、本人からの連絡を待つ。それでも納付がない場合は換価する。差し押さえ禁止財産とは、給与差し押さえを行う際に、生活費等を考慮し、差し押さえられない金額の基準のことである。
- ○**玉城健一郎 委員** 127 件の差し押さえの中で、差し押さえ後に納付相談までつながったのは何件くらいあるか。
- ○保険税係長 正確な集計は行っていないが、約9割は納付相談につながっている。
- ○**玉城健一郎 委員** 市としては今後も一般会計からの法定外繰り入れが必要である と考えているのか。
- ○国民健康保険課長 まずは国からの公費拡充を優先的に考える。
- ○**屋良千枝美 委員** 公費の拡充について、市から直接国へ働きかけることはできない のか。

○国民健康保険課長 全国市長会に賛同する形で要請を行っているところである。

#### 【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

- ○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時50分)
- ○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時52分)

#### 【議題】

議案第64号 大謝名児童センター建替工事(建築)の議決内容の一部変更について

- ○契約検査課長 先日の答弁の中で、本契約は平成31年3月31日までに契約を締結していることから経過措置が適用され、引き渡し日が10月1日以降であっても消費税8%となると答えたが、説明に不十分な点があったため、追加で説明を行いたい。今回契約変更となった部分については経過措置適用外となるため、消費税10%となる。契約当初の分に関しては8%となる。
- ○玉城健一郎 委員 契約を9月30日までに締結させていれば問題ないのか。
- ○契約検査課長 9月30日までの契約であっても、台風などにより工期が延び、引き渡しが10月以降となった場合は10%となる。
- ○**呉屋等 委員** もし9月30日に間に合わず消費税が10%となった場合、予算はどのように対応するのか。
- ○**契約検査課長** 消費税の増額分については、再び防衛省と調整し補助金を増額して もらうか、もしくは市の単費で負担することになると思うが、担当課の判断になるた めどちらの方法を取るのか答えることができない。
- ○**呉屋等 委員** 契約変更分については消費税 10%で見積もりをして、8%になった時に執行残で処理する形を取ったほうがよかったのではないか。
- ○**契約検査課長** 基本的には9月30日の引き渡しを予定しているので消費税8%で考えている。
- ○**呉屋等 委員** もし工期が延長となり消費税 10%となった場合には、契約の一部変更 として再び議会に諮らなければならないのか。
- ○契約検査課長 そのとおりである。
- ○**伊波一男 委員** 今回の契約変更の場合は議会の同意を得てから実際の作業に取り かかるのか。

- ○契約検査課長 作業はすでに着手している。
- ○伊波一男 委員 議会の同意を得ないまま作業を進めてもよいのか。
- ○契約検査課長 契約については、契約の手続上の不備がないかを議会で審査していただいている認識である。
- ○伊波一男 委員 工期が迫っているので専決処分で進めることはできなかったのか。
- ○契約検査課長 今回は議案を上げるという対応をとったが、今後は専決処分についても調査研究していきたい。
- ○**玉城健一郎 委員** 当初の工事が終わっていたとしても、追加の工事が長引き、引き 渡しが 10 月以降となった場合は追加分のみ消費税 10%となるのか。
- ○**契約係長** そのとおりである。当初の契約は3月31日までに締結されているため経 過措置の範囲内となるが、追加分については適用外となる。

質疑の段階で継続審査とする。

- ○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時25分)
- ○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時25分)

#### 【議題】

議案第42号 令和元年度官野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第45号 令和元年度官野湾市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第46号 令和元年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

#### 【質疑終結】

#### 【討論】

なし。

#### 【審査結果】

全会一致でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決する。

- ○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時39分)
- ○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時39分)

#### 【議題】

議案第64号 大謝名児童センター建替工事(建築)の議決内容の一部変更について

#### 【質疑終結】

#### 【討論】

なし。

#### 【審査結果】

全会一致で同意すべきものと決する。

- ○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時39分)
- ○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時39分)

#### 【議題】

認定第2号 平成30年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成30年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成30年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に ついて

#### 【閉会中の継続審査申出】

閉会中もなお継続審査を要するため議長に申し出ることに決した。

#### 【議題】

陳情第 1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情

陳情第 6号 こども医療費助成制度の拡充を求める陳情

陳情第 7号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を 求める意見書採択についての陳情

陳情第 8号 平成31年度福祉施策及び予算の充実について

陳情第10号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情

陳情第11号 安心・安全の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情

陳情第12号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳 情

陳情第14号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情

陳情第16号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求め る陳情

陳情第21号 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度 の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度 の拡充に関する陳情。

#### 【閉会中の継続審査申出】

上記10件について、閉会中もなお継続審査を要するため議長に申し出ることに決した。

- ○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時41分)
- ○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時41分)

#### 【議題】

議案第55号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- ○呉屋等 委員 さらに検討が必要なため、審査期限の延期を提案したい。
- ○山城康弘 委員長 申し出のとおり、議長に審査期限の延期を要求してよいか。 (「異議なし」という者あり)

#### 【審查期限延期申出】

本件ついては、9月13日までに審査を終えるよう期限が付されているが、なお慎重に審査する必要があるため、9月25日までに審査期限を延長するよう議長に要求することに決定。

○山城康弘 **委員長** 本委員会を閉会いたします。 (散会時刻:午前11時43分)

# 福祉教育常任委員会会議録 (要旨)

○開催年月日 令和元年9月18日(水)4日目

午後3時50分 開議 午後4時35分 閉会

〇場 所 第1常任委員会室

## 〇出席委員(7名)

委員	長	山 城	康 弘
委	員	伊 佐	文 貴
委	員	玉城	健一郎
委	員	伊 波	一男

副委員長	屋良 千枝美
委 員	宮城力
委 員	呉 屋 等

# 〇欠席委員(1名)

委 員	栄 田	直樹
-----	-----	----

## ○ 説 明 員(4名)

健康推進部	部長	比嘉	直 美
国民健康保	) 険課 長	伊(	左 真

健 次	康	推	進	部長	崎 間 賢
健課	康	増	進	課長	仲里 美智子

## ○議会事務局職員出席者

主任主事 棚原 裕貴

### ○審査順序

議案第55号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

#### 9月定例会(福祉教育常任委員会)

令和元年9月18日(水)第4日目

○山城康弘 委員長 福祉教育常任委員会の第4日目の会議を開きます。

(開議時刻 午後3時50分)

#### 【議題】

議案第55号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- ○**呉屋等 委員** もし条例が改正できなかった場合はどのような事態になるのか説明 いただきたい。
- ○**国民健康保険課長** 条例改正できず税額の改定に至らなければ、累積赤字が増加し、 令和3年度の5月臨時会での繰り上げ充用額は約14億円になる見込みである。
- ○**呉屋等 委員** 消費税増税とタイミングをずらすために、令和3年4月1日からの国 保税額改定では遅いのか。
- ○**国民健康保険課長** 国保財政安定化のため、県が目指す令和6年度からの県内国保税統一化も見据えると、さらに国保税の見直しが必要となる可能性もあるため、今の時期から税額の見直しを行っている。
- ○**呉屋等 委員** 次年度の税額改正の条例を今年度の9月議会で提案する理由を伺いたい。
- ○**国民健康保険課長** 被保険者に対して、国保税が改定になることについての周知期間を十分に設けるためである。
- ○**呉屋等 委員** 国民健康保険運営協議会から答申のあった、歳出を抑制するための取り組みについて、しっかりと実行していただきたいが、いかがか。
- ○健康推進部長 税額の改定だけに留まることなく、レセプト点検の充実強化やジェネリック医薬品の利用促進を図り、さらなる医療費の適正化及び削減に努めることや特定健康診査・特定保健指導実施率の向上を目指すとともに、被保険者へ健康に対する意識を深めてもらうよう、健康づくりの啓発に努めること、糖尿病性腎症重症化予防及び心疾患、脳血管疾患重症化予防に向けた取り組みにより医療費抑制に努めることなど、答申された取り組みをしっかり実施してまいりたい。

- ○**伊波一男 委員** 前期高齢者に対する取り組みをはじめ、今後医療費を抑制する取り 組みについてはどのように考えているのか。
- ○国民健康保険課長 団塊の世代が現在前期高齢者となっており、全て後期へ移行するのが2024年となっている。その間医療費は年々増加していくと思われるが、少しでも増加を防ぐための取り組みが必要であると考える。短期的に効果を出すのは困難だが、特定健診の受診率向上や糖尿病性腎症重症化予防などの取り組みを中長期的に継続し、可能な限り医療費の抑制に努めたい。
- ○健康増進課長 現在特定健診未受診者をいろんな角度から分析し、医療機関との連携など、未受診者の状況に合わせたさまざまな対策を検討している。
- ○**伊波一男 委員** 特定健診を受診することで市独自の特典を付けるような取り組み は可能か。
- ○**健康増進課長** 本市では特定健診を受診した方に市で利用できるごみ袋を差し上げている。他市の取り組みを見ると、浦添市では市長が先頭に立っていろいろな取り組みを行っている。予算が限られている中で、どのような特典を付けることにより受診率が向上するのか、今後調査研究してまいりたい。
- ○伊波一男 委員 医療費の抑制に対して、確実性のある取り組みを行ってほしいが、 担当課はどのように考えているか。
- ○**健康推進部長** 医療費抑制の取り組みについては、特定健診の受診率を向上させる ためにポイント制を検討したこともあるが、事業を始めるに当たってさまざまな調 整事項があるため、まだ実施には至っていない。その他の取り組みも含め、今後も 慎重に検討してまいりたい。
- ○伊波一男 委員 費用対効果を考えながら、本当に必要な事業であればすぐに実施したほうがよいと考える。
- ○伊佐文貴 委員 4月に特定健診を受診し保健指導を受けた。その時に感じたのは、紹介される運動するための施設の場所が偏っており、居住する地域によっては通うことが困難な方もいるかもしれないと感じた。近隣市町村と協力しながら、対象施設の拡充を図っていただきたい。
- ○健康増進課長 契約している施設が東海岸側に集中しているため、西海岸地区に居住する方も通いやすいように契約施設をふやしたいと考えているが、単価等の折り合いがつかず難しい状況にある。
- ○玉城健一郎 委員 令和6年度までの医療費の推移について伺いたい。
- ○**国民健康保険課長** 特定検診の受診率向上や重症化予防などの医療費抑制の取り組みを行い、令和6年度までに約3億円の医療費の減を見込んでいる。

質疑の段階で継続審査とする。

- ○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後4時30分)
- ○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後4時32分)

## 【議題】

議案第55号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

### 【質疑終結】

### 【討論】

なし。

#### 【審査結果】

挙手採決の結果、可否同数(賛成3:反対3)となり、委員会条例第16条の規定により委員長において裁決した結果、原案のとおり可決すべきものと決する。

○山城康弘 委員長 本日の委員会を閉会いたします。(閉会時刻:午後4時35分)